

羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務委託に係る仕様書

1 業務名

羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務

2 業務の目的

羅臼町は、世界自然遺産知床を有しており、シャチやオオワシ観察などのワイルドライフ体験は、世界的に見ても高付加価値旅行者を惹きつけるのに十分なポテンシャルがあると評価されている。しかし、一部の富裕層や欧米豪旅行者は確実に来訪しているものの、観光消費額や長期滞在は一部限定的となっている。

消費額向上のためには少人数かつ高単価の旅行者をターゲットに設定することが効果的であるため、羅臼の高付加価値化のためにはアドベンチャートラベルのような旅行形態と親和性が高いと考えられる。

2023年9月に参加したATWS（アドベンチャートラベルワールドサミット）においてもワイルドライフを始めとした羅臼の観光コンテンツに確かな手応えがあったことから、地域周遊・長期滞在・リピーター化が実現するようツアーを磨き上げ、地域のガイドやコーディネーター育成によってツアー全体の満足度を加速度的に高めることで消費額の最大化を図るとともに、地域の多様な関係者を巻き込むことで、地域経済のさらなる発展に貢献する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 履行場所

羅臼町内

5 業務の内容

業務の内容は、以下のとおりとする。なお、本業務は観光庁令和6年度「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」の実施要項等に留意し、適正に運用を行うこと。

(1) 事業ターゲット

① ターゲット国

欧米豪（アメリカ/イギリス/オーストラリア等）、アジアの一部（シンガポール等）、日本国内在住 AT 嗜好層

② ターゲット属性

価値を見出した分野には消費を厭わないモダンラグジュアリー層

③ターゲット選定理由

アドベンチャートラベルのメインターゲットであり、ワイルドライフやローカルの文化歴史への興味が強い欧米豪を中心に、アジアでも富裕層が多く欧米型のツアースタイルを好むシンガポールを次点でのターゲットに選定する。オーセンティックな旅の魅力を持つ反面、宿泊施設の課題（施設やサービス水準）のある羅臼町の特性を鑑み、高付加価値型旅行の対象とする富裕層の中でもクラシックラグジュアリー層ではなく、価値を見出した分野には消費を厭わないと言われるモダンラグジュアリー層を優先的なターゲットとする。

(2) 業務詳細

①受入環境整備

- ・高付加価値型旅行に関するセミナー開催（1回）

高付加価値型旅行やアドベンチャートラベルに知見を有している専門家を招請し、羅臼町内でセミナーを開催することで、羅臼町内事業者や観光関係者の理解を深めるとともに、高付加価値型旅行へ取り組む機運を醸成する。

- ・ガイド及びコーディネーター育成研修の実施（座学・実地 各1回程度）

造成したツアーを実際に受け入れる人材のスキルアップを図り、高付加価値型ツアーの満足度を向上させるため、ガイドやコーディネーターに対する研修を実施する。講師は高付加価値型旅行に精通した専門人材とする。

※羅臼町内開催を基本とするが、必要に応じて知床ねむろエリア広域からの参加を想定する

②滞在コンテンツ造成

- ・個別コンテンツ洗い出しワークショップ（必要に応じ数回）

高付加価値型ツアー造成のため、観光関係者によるワークショップを実施。ツアーを構成するコンテンツについて参加者で意見交換しながら、ツアーに採用するコンテンツを決定する。

- ・ワンデイの高付加価値型ツアーの造成（3件）

ワークショップの結果に基づき羅臼町内でのワンデイ高付加価値型ツアーを造成する。関係者実踏によるモニター等を行ったうえでプロダクトとして整理し、販路整備も行う。

- ・周辺地域も含む長期滞在ツアーの造成（1件）

造成したワンデイツアーと既存の周辺地区コンテンツを、テーマやコンセプトに沿って組み合わせ、長期滞在ツアーを造成する。プロダクトとして整理し、販路整備も行う。

(3) 業務スケジュール

記載は目安とし、実際の事業進捗に応じながら協議の上で進行する

- 令和6年 5月下旬 事業協議、事業全体の構築
- 6月～ 高付加価値型旅行に関するセミナー開催
コンテンツ洗い出しのためのワークショップ
- 7月～ ガイド・コーディネーター研修
- 以降 ツアーの造成に向けて随時準備を進め、販路整備を行う
- 令和7年 1月～ 事業検証・報告書の作成

(4) 目標値

下記の数値は当町における本事業の目標値等であるが、契約業者においては下記の数値を念頭に事業展開を企画すること。ただし、委託期間終了時に目標値に達成しなくとも、原因の評価、検証及び報告を行うとともに、その経過を経たうえで契約不履行として扱わないこととする。

●アウトプット

【滞在コンテンツ造成事業】

- ・ワークショップ参加者数：20人
- ・ツアー造成件数：4件

【受入環境整備事業】

- ・セミナー参加事業者数：20人
- ・セミナー用テキスト：1式（セミナー実施内容の要旨を記載したテキスト）
- ・ガイド及びコーディネーター研修参加者数：5人
- ・ガイドトークテキスト：1式（研修会実施の内容を記載したガイド向け研修テキスト）

●アウトカム

【滞在コンテンツ造成事業】

- ・R6-ツアー送客件数：20人
(ワンデイツアー5人×1回×3本 + 長期滞在ツアー 5人×1回×1本)
- ・R6-ツアー参加者の延べ宿泊数：15泊
(ワンデイツアー0泊 + 長期滞在ツアー 3泊×5人×1回×1本)
- ・R6-ツアー売上額：1,450,000円
(ワンデイツアー30,000円×5人×1回×3本 + 長期滞在ツアー200,000円×5人×1回×1本)

造成と販売のタイミングを考慮し、R6～R7でのアウトカム設定とする。

- ・R7-ツアー送客件数：40人
(ワンデイツアー5人×2回×3本 + 長期滞在ツアー 5人×2回×1本)
- ・R7-ツアー参加者の延べ宿泊数：30泊
(ワンデイツアー0泊 + 長期滞在ツアー 3泊×5人×2回×1本)

- ・R7-ツアー売上額：2,900,000 円
(ワンデイツアー30,000 円×5 人×2 回×3 本 + 長期滞在ツアー200,000 円
×5 人×2 回×1 本)

【受入環境整備事業】

- ・セミナー参加事業者による高付加価値型旅行対応への改善(自社商品高付加価値化のためのプラン改善・新規造成検討)：5 件
- ・ガイド及びコーディネーター研修参加者による既存コンテンツ改善：3 件

6 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

7 業務委託料の支払い

受託者は、事業終了後に報告書を提出した後、委託料を羅臼町に請求する。羅臼町は、受託者の指定する口座に、請求日から30日以内に請求額を振り込むものとする。

8 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。但し、書面により羅臼町の承認を得た場合は、この限りではない。

9 報告及び検査

羅臼町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

10 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

11 個人情報の保護体制

羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外に利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

12 契約内容の変更

- (1) 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- (2) 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

- (3) 委託者は第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

13 契約の解除

- (1) 羅臼町は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

ア 監督官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき

イ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき

ウ 破産、会社更生、特別決算、民事再生法手続開始決定の申し立てがあったとき

エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

オ 解散、合併、会社分割、営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき

カ 信用貸力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

- (2) 羅臼町又は受託者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

14 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。但し、その損害のうち、羅臼町、寄附者、返礼品取扱事業者又は第三者の責に帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

15 仕様書の改訂

羅臼町又は受託者が、本仕様書の内容の変更を申し出したときは、羅臼町と受託者との協議の上、本仕様書の変更を行うことができる。

16 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて羅臼町と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、羅臼町と協議のうえ対応すること。
- (4) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) 本業務において使用する写真及びデザイン、ウェブページ、説明文等の著作権（上映頒布・貸与・公衆送信及び二次利用権を含む）、等は、返礼品取扱事業者が自ら撮影や

制作した場合を除き、羅臼町が個別に契約する各ポータルサイトに掲載された時点で羅臼町に帰属されるものとする。